

取扱区分：「公開」

平成26年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年8月8日(金) 午前9時57分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成26年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年8月8日(金) 午前9時57分 ~ 10時54分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第20号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請について	4件
議案第22号	農地法第3条第2項第5号の規定による 別段面積について	1件
報告第36号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	4件
報告第37号	非農地証明について	3件
報告第38号	農地の転用の制限の例外による届出について	2件
報告第39号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1件
報告第40号	農業生産法人報告書の提出について	1件

4 出席委員

第1番	笠井保雄君	第2番	松岡清治君
第3番	藤井澄子君	第4番	大田幹代君
第5番	歳光時正君	第6番	杉村洋治君
第7番	福田栄司君	第8番	山崎弘子君
第9番	林定子君	第10番	村木実君
第11番	松田孝行君	第12番	山崎光夫君
第13番	水井規雅君	第14番	石村敏昭君
第15番	秋貞啓子君	第16番	白石純治君

第17番	有馬俊雅君	第18番	小林一雄君
第19番	高橋恵君	第20番	長谷川和美君
第21番	杉村龍男君	第22番	藤井和典君
第23番	梅田洋治君	第24番	椎木人志君
第25番	大江静人君	第26番	弘中壽君
第27番	江波一男君	第28番	田中榮作君
第29番	野村一男君	第30番	藤井孝君
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

なし

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長	西村一成	次長	末長信博
書記	林和史		

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中32名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前9時57分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第9回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第15番、秋貞 啓子委員さん、第27番、江波 一男委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第20号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページをお願いいたします。議案第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案2件でございます。

1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化調整区域の大字●●字●●●、字●●●に所在する農用地区域外農地の畑、5筆の874平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は遠隔地に居住しており、通作が不便なため、譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は自宅に近い申請地を譲り受け、自然農法による農産物の生産を行うものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、申請人は、以前より農

業経営に従事しており、今後も経営の維持に努められるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は50アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、自然農法でジャガイモ、サツマイモ、玉ねぎ、大根、白菜等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第24番

第24番、●●です。1番について報告します。去る8月2日、譲受人と現地で調査しました。譲渡人とは電話で確認をいたしました。譲受人と譲渡人は元々、家が隣同士で同級生です。譲渡人が申請地の草を刈る時には、譲受人も手伝っていたとのこと。申請地は譲受人の家の隣と100メートル以内の距離にある段々畑で字●●●の畑には、里いもと枝豆が植えてあり猪除けのフェンスが設置されておりました。字●●●の畑は草を刈った状態で、こちらにはいずれ野菜を植え付けるとのこと。以上のことから問題はないと思しますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の白地地区の大字●●●字●●●に所在する農用地区域内農地の田、4筆の6、105平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地を夫婦二人で耕作しておりましたが、妻が体調を崩したため耕作できなくなり、譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、夫婦それぞれの実家で耕作の手伝いをしてきており、定年退職後は、申請地を譲り受け、営農活動に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、申請地と併せて農機具も譲受け、営農活動に力を入れたいと考えておられるものであり、耕作要件、農機具の保有予定の状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は61アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるほか、ブドウ、キュウイ、スイカ等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第18番

第18番 ●●です。2番について報告いたします。8月1日に譲渡人、譲受人、私の3人で現地を調査いたしました。現地は今説明がありましたように6,105平方メートルで、そのうち梅が1,031平方メートル、駐車場と農機具倉庫が150平方メートルで残りが水稻が作付けされ、既に穂が出ている状況でした。譲渡人は16年前からこの土地を耕作されていましたが、今説明がありましたように奥さんが体調を崩されたので、農業を継続することが困難となり、譲り渡すことを決意されたということでした。一方譲受人は定年退職を機に一切を譲り受け、農業経営をしたいということでした。高齢化の進む●●地区にありまして、こうした新規就農者が入られるということは大変好ましいことと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第 23 番

議案の記事に譲受人は退職後という表現がありますが、いつごろ退職ですか。農業の経験は説明によると多少あるようですが、農業経営を始めたいといいますが、具体的にいつ始めるのですか。先行取得したいというように記事から見えますがどうなのでしょう。

第 18 番

譲受人は62歳で奥さんは57歳です。●市出身で家が農家で、今まで手伝ってきており農業の経験があります。今後定年退職を機に本格的に、農業をやりたいというふうに言われておりました。熱心な方のように感じましたので、いいのではないかと思います。

議長

退職は既にされているのですか。

第 18 番

退職はされています。

第 23 番

定年延長の時代ですので、62歳でも再雇用ということも考えられます。また、住所と申請地が離れているので、先行取得のように思えました。

第 18 番

62歳ということで定年退職というか、仕事はやめておられます。今から多少は仕事をされるかも知れませんが、農業を通作でやってみたいと言われていました。

議長

●●委員さんよろしいですか。

その他ありませんか。

(なしの声あり)

発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第20号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第21号を議題とします。1番と2番ですが譲受人と地役権設定者が同一人ですので、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の2ページをお願いいたします。議案第21号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案4件でございます。それでは1番、2番について関連しておりますので併せてご説明いたします。

申請人は市内在住の会社員ですが、子供が生まれたためこの度、妻の実家に近く、交通至便の地であり、小中学校に近い等で子育て環境に恵まれた2番の申請地を購入し、自己用住宅を建設するものでございます。また、自己用住宅を利用するために1番の申請地に地役権を設定するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は●●●インターチェンジ料金所から東へ約650メートル、JR山陽本線●●駅から西南西へ約930メートルの所に位置しております。妻の実家からは350メートルの位置です。申請地の所在につきましては、番号1番は大字●●字●●●1414番1、地目は田、地積は651平方メートルの内148平方メートルで地役権を設定する土地で、番号2番は大字●●字●●●1414番7、地目は田、地積は307平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図で緑の部分が1番と2番を足したものでございます。この緑の部分が1番の地役権を設定する所で、黄緑の部分が2番の申請地です。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

こちらが土地利用計画図でございます。次に排水計画図でございます。

(スクリーンに、建物平面図及び立面図を表示)

こちらが建物平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。赤が建物、緑が地役権設定の部分です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない小団地のその他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないということで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されており、適当と判断しました。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、開発行為許可申請中でございます。なお、この事案につきましては都市計画法に規定する開発許可と同時施行といたします。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、雨水については農業用水路に排出され、下水については公共下水道に排出されますので、特に問題はないと思われます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第25番

第25番 ●●です。8月3日譲受人、譲渡人立会いのもと、調査をいたしましたので結果を報告いたします。1番については先程事務局から丁寧な説明がありましたように、2番の自己用住宅の建設用地に行く進入路及び雨水等の排水管の設置のための権利、地役権の設定でございます。2番につい

てですが事務局の説明のとおりですが、現況は10年位前に畑地造成されていて、昨年はサツマイモを植えていましたが、今年はこの話があるため休耕していて、雑草が生えていました。事業計画書、資金計画書にも確実性があり、被害防除計画書も添付させておまして、妥当と思われまますのでどうぞ審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第21号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

3番について、ご説明いたします。この案件につきましては1番、2番の案件の相談があり、現地調査した際に無断転用していることに気づき、指導したことから始末書付きで、許可申請書が提出されたものです。申請人は先程、説明した1番、2番の案件の場所に隣接して居住する会社員で。住宅の物置スペースが不足したため、叔母から申請地を無償で借り受け敷地を拡張し、倉庫が建設されているものでございます。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は番号1番、番号2番

と同位置でございます。申請地の所在につきましては、大字●●字●●●1
4 1 4 番 8、地目は田、地積は 8 1 平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。緑の部分です。

(スクリーンに、土地利用計画図を表示)

こちらが土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、倉庫の平面図及び立面図を表示)

こちらが倉庫の平面図及び立面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。既に倉庫が建っています。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない小団地の
その他農地として第 2 種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないという
ことで農地法第 5 条第 2 項第 2 号に該当いたしません。既に倉庫が建ってお
りますので事業目的を達成しうる土地は、ここしかございません。

資力及び信用につきましては、既に設置済みです。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ
ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、既に建設済みで
す。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、開
発行為許可申請中でございます。なお、この事案につきましては都市計画法
に規定する開発許可と同時施行というのが本当であります、事後承認とい
う形となります。開発行為許可担当の建築指導課開発指導室に確認しまし
たところ、許可の見込みということです。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され
ておりまして、雨水のみが用水路に排出されるということで特に問題はない
と思われまます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に先程申しあげましたが、申請地には既に平成22年4月ごろから無断転用されており、そのことにつきまして、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。今回は申請を受理し、法的に問題のないことにしようとして指導したものです。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第25番

第25番 ●●です。8月3日借受人、貸付人の立会いのもと、調査いたしました。両者は甥と叔母の関係で使用貸借による権利移動でございます。現況は既に倉庫が4年前に建っていて、申請書は整っていて始末書が添付されています。この際正式に申請したものですので、どうぞよろしくご審議の程をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

4番について、ご説明いたします。申請人は市内に主たる事務所を有する太陽光発電システムの設計、施工等を営む法人です。太陽光発電施設の展示場として活用、また、併せて売電事業を行うため、申請地を購入し発電出力49.5キロワットの太陽光パネルを390.45平方メートルに枚数240枚の設置と車4台分の駐車場110平方メートルを設置するものです。

申請地は日照も良く、送電網などの条件も良いことから、太陽光発電施設の設置に適した場所であり、また、譲渡人においては高齢により病気がちで、他所に住んでいることからこの農地の維持管理が困難となってきたため、売却を希望していて、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR岩徳線●●駅から北西に約900メートルの所に位置しており、県道●●●線に接しております。

申請地の所在につきましては、大字●字●●651番1と651番6、地目は田、地積はそれぞれ503平方メートルと601平方メートルで、合計1,104平方メートルでございます。なお、現況は畑地となっております。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図及び排水計画図を表示)

こちらが土地利用計画図及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、パネルの立面図及び側面図を表示)

こちらがパネルの立面図及び側面図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない小団地のその他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、立地の代替性がないということで農地法第5条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておりました、適当

であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、既に経済産業省の太陽光発電設備に係る設備認定済みであり、中国電力との電力受給契約も申請済みです。また、併せて面積が1,000平方メートルを超えておりますが、造成などないことから開発行為でない旨の届出を7月18日付けで提出し、受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、問題ないと判断されます。なお、利用状況から雨水の排出が問題となろうかと思いますが、道路側溝に排出されるように計画されております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第1番

第1番 ●●です。去る8月4日申請人と現地で確認しましたので報告いたします。申請地の位置については、事務局からの説明のとおりですので省略いたします。譲渡人は説明があったとおり進入路の奥の家に住んでいましたが、現在は●市●●●に住んでおられ、空家となっております。遠隔地であること、病気がちであること、また、子供も県外に住んでいて後継者もないことから、管理ができず譲り渡すこととされたものです。時々草を刈って管理はされておりました。譲受人は太陽光発電システムの設計、販売、設置を事業としていて、今回好条件で展示場として設備を設置することにより、今後の事業拡大につなげるために譲り受けることにしたとのこと。申請地

はいわゆる中山間地域で、空家や耕作放棄地等が増えつつあります。また、猿や猪等の有害鳥獣の被害も増えております。担い手確保のままならない現在、農地の有効利用、荒地対策、耕作放棄地対策の一つとして考えられると思います。被害防除計画書にそって調査しましたが問題なく、雨水は県道の側溝に排出されるとのことで、周辺農地へ与える影響もなく、事業計画書、土地利用計画図も添付され、何ら問題ないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませぬか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第21号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませぬか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第22号につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局

議案第22号「農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について」を、ご説明いたします。

議案書の3ページをお願いいたします。併せて別紙の「農地法第3条第2項第5号の別段面積について」もご覧ください。

別紙2ページの上段にありますとおり、農地法では、農地に係る権利の取得をする場合、北海道は2ヘクタール、都府県は50アールに達しない場合は、取得できないと規定されております。しかしながら、2ページ中段にありますように、農林水産省令に定める基準に従い、例外的に農業委員会において、この範囲内で別段の面積を定めることができるものとされております。

この制度は農業の担い手が不足し、遊休農地が増加していることから設けられたもので、担い手不足を解消し、新規就農者の確保をするために、下限面積を10アール単位で緩和できるようになっているもので、地域によっては下限面積が障壁となり、新規就農が非常に難しくなっていることもあるということでした。

現在、周南市では、別段面積を大津島・大島・給島地区が20アール、その他の地区が30アールと定めておりますが、この下限面積については、毎年8月の総会で面積の設定または、修正の必要性をご審議いただき、結果と理由を公表することとなっております。

提案につきましては、地区及び面積ともに現行のままとしたいとしております。

その理由といたしまして、別紙3、4ページのとおり、30アール地区につきましても、20アール地区につきましても、世帯別の農地保有率が昨年とほぼ同様であるということから、農地の効率的利用の確保という観点も含め、見直しを必要としないと判断いたしました。

以上が理由でございます。幹事会ではご承認をいただきました。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議長

議案第22号につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第23番

県内の見直しの状況のデータを持っていますか。

事務局

隣の下松市と防府市には、確認して20アールということになっています。どこも見直しの時期と思うのでまだ整理をしていません。結果が出ましたらまた、皆様に報告したいと思いますが、多分従前どおりと思われます。

第 2 3 番

毎年同じことを質問するようになるが、大津島などの島しょ部は、段々畑で耕作放棄地が増えて後継者もいない。景色がいいから取得しようというような状況しかない。特に光市なんか離島では小面積が多い。県内の状況をデータとして皆に周知した方がいいし、情報社会でもあるので周南市だけではなく、県内の状況を資料として、どういう状況かを示した方がいいのではないかと思う。

議長

いずれにしても●●より、説明があったように取りまとめがあると思いますので、お繋ぎしたいということで、ご了承をお願いいたします。

他にございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●● ●●委員さん。

第 2 1 番

この資料の 2 ページですが、これはどこかから引用されましたか。または作成されましたか。

事務局

私が勉強のために分かりやすくまとめました。

第 2 1 番

それでは 2 ページの一番下の×断は、別段の誤りです。訂正されなかったもので、付け加えます。

事務局

ベツダンをバツダンの入力ミスです。すみません。

議長

第 2 1 番、●● ●●委員さんからのご指摘で訂正させていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

他にございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、異議の有無につきまして、採決を行います。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積につきましては、現行の

とおりとし、変更しないことに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、別段面積は、変更しないことと決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第36号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。報告第36号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第36号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第36号を終わります。

続きまして、報告第37号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の5ページをお願いいたします。報告第37号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は3件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地であ

る旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第37号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第37号を終わります。

続きまして、報告第38号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページをお願いいたします。報告第38号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を、水路、農業用道路等、農地の利用若しくは保全上必要な施設に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第32条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出2件は、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第38号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第38号を終わります。

続きまして、報告第39号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします

事務局

議案書の7ページをお願いいたします。報告第39号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件ございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん

共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第39号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第39号を終わります。

続きまして、報告第40号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の8ページをお願いいたします。報告第40号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は1件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第40号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第40号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第9回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時54分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年8月8日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 江波一男

委 員 秋貞啓子